

## 「三木町ふるさと思いやり寄附金」活用事業（令和5年度版）

三木町ふれあいふるさと基金の設置管理及び処分に関する条例に基づき、「三木町ふれあいふるさと基金」に積立てた寄附金（～令和6年3月）につきましては、寄附していただいた方の意向を踏まえ、以下の重点取組事業の財源として活用させていただきました。

充当総額：221,688千円

### 教育環境整備事業



R5年度事業費

寄附金充当額

17,659千円

15,657千円

幼稚園4園・小学校4校・中学校1校・放課後児童クラブの教育環境向上を目的に各施設の修繕やホワイトボード・楽器の購入など、様々な費用に活用させていただきました。

### 旧井上分園跡地整備事業



R5年度事業費

寄附金充当額

6,122千円

6,122千円

旧平井幼稚園井上分園の跡地について、災害時の避難場所として活用できる、防災を意識した公園の整備に向けて、公園の測量設計等にかかる費用に活用させていただきました。公園については、令和6年度内の完成を目指して、現在、整備工事中です。

## 就学前施設再編整備事業



※イメージは基本設計段階のため、変更になる可能性があります。

R5年度事業費

5,484千円

寄附金充当額

5,484千円

子育て家庭のニーズに対応した幼児期の教育・保育の環境づくりに対応するため、公立幼稚園・保育所の認定こども園への移行を含めた再編整備に向けた基本設計等にかかる費用に活用させていただきました。

## 白山遊歩道修繕事業



R5年度事業費

4,818千円

寄附金充当額

4,818千円

町民が自然とのふれあいを行える環境として整備された白山遊歩道について、老朽化した擬木ステップの修繕にかかる費用に活用させていただきました。町民が安全に利用できるよう、今後も計画的に修繕を実施してまいります。

## 保育環境整備事業



R5年度事業費

2,237千円

寄附金充当額

2,237千円

町立の保育所3園及びふれあいホームの保育環境向上を目的に、すべり台やバランス平均台など様々な備品を購入する費用や修繕に活用させていただきました。子どもたちが健やかに育ってくれるよう、今後も保育環境の整備に取り組んでいきます。

## 幼稚園・小学校・中学校の図書購入事業



R5年度事業費

2,180千円

寄附金充当額

2,180千円

三木町の小学校4校と中学校1校、町立幼稚園4園で、子どもたち一人ひとりが、自分の夢や目標に向かってチャレンジするたくましい人間に育つよう、図書の充実を図りました。

## 町道舗装事業



R5年度事業費

53,136千円

寄附金充当額

2,000千円

町民の安全な交通を実現するために、特に損傷の激しい町道の舗装修繕にかかる費用に活用させていただきました。今後も計画的に舗装修繕を実施してまいります。

## 地域交流センター遊具修繕事業



R5年度事業費

976千円

寄附金充当額

976千円

隣接する小学校・幼稚園の児童も頻繁に利用している、三木町地域交流センター敷地内にある多目的遊具について、老朽化のため一部使用禁止になっていたことから、修繕にかかる費用に活用させていただきました。

## 日独スポーツ交流事業



R5年度事業費

492千円

寄附金充当額

492千円

令和5年7月28日から7月31日にかけて行われた、日独スポーツ少年団の交流事業に対する支援に活用させていただきました。本交流事業により、相互の友好親善を深め、国際的能力を高めると共に、青少年スポーツの発展を図りました。

## 国立大学法人香川大学との包括的連携事業



R5年度事業費

329千円

寄附金充当額

329千円



レアシュガースウィート（希少糖含有シロップ）を選んだ人の寄附金総額の1/2を町が香川大学へ寄附し、両者が連携して地方創生・教育研究・健康づくりなどを進める経費とさせていただきます。

## ふれあいふるさと事業～三木町まち・ひと・しごと創生～



R5年度事業費

181,393千円

寄附金充当額

181,393千円

本事業は、本町における地方創生の起爆剤となる事業であり、全国から頂いた寄附金全てに共通する、本町への地方創生・地域振興の一部へと活用させていただきました。（返礼品等）

「三木町ふるさと思いやり寄附金」活用に係る  
事業区分ごとの寄附金の積立額

寄附金については、寄附していただいた方の意向を踏まえ、重点取組事業の財源として活用させていただいております。今後、それぞれの事業区分ごとに活用できる額は次のとおりです。

令和6年3月31日現在

三木町ふるさと思いやり寄附条例（抄）

第1条 この条例は、三木町を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附を行う者（以下「寄附者」という。）を募り、その寄附金を財源として寄附者の意向を反映させた各種事業を行うことによって、個性豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。

第2条 前条に規定する寄附者の意向を反映させた各種事業を具体化するための事業区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自然環境及び地域景観の保全並びに活用に関する事業
- (2) 少子高齢化対策に関する事業
- (3) 教育環境整備及び青少年の健全育成に関する事業
- (4) 安心・安全で住みよいまちづくりに関する事業
- (5) スポーツ、芸術及び文化の振興に関する事業
- (6) 観光資源の開発及び伝統行事の伝承に関する事業
- (7) 農山村振興対策に関する事業
- (8) その他目的達成のために町長が必要と認める事業

(1) 自然環境及び地域景観の保全並びに活用に関する事業	226,040千円
(2) 少子高齢化対策に関する事業	583,978千円
(3) 教育環境整備及び青少年の健全育成に関する事業	107,614千円
(4) 安心・安全で住みよいまちづくりに関する事業	64,400千円
(5) スポーツ、芸術及び文化の振興に関する事業	55,256千円
(6) 観光資源の開発及び伝統行事の伝承に関する事業	50,095千円
(7) 農山村振興対策に関する事業	74,060千円
(8) その他目的達成のために町長が必要と認める事業	682,875千円
<b>合 計</b>	<b>1,844,318千円</b>